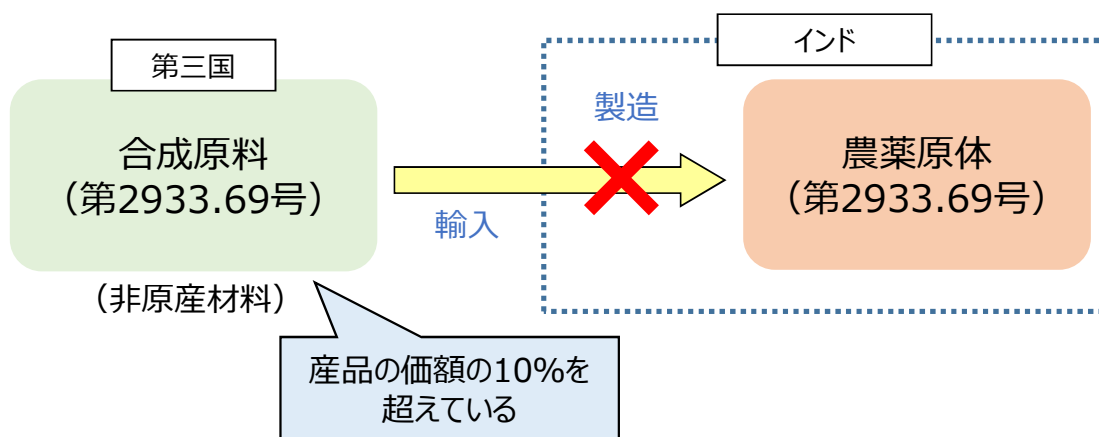


製品名	農薬原体	HS番号	第2933.69号※ (HS2007) ※当該HS番号は、品目別規則の対象ではない
協定名	日インド協定	特惠符号 (申告時の原産地証明書の記載)	B (実質的変更基準を満たす製品)
日インド協定 第29条 1 (一般ルール)	当該製品の原産資格割合が35%以上であること、かつ、当該製品の生産に使用された全ての非原産材料について、当該締約国において号の変更が行われていること		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第2933.69号の合成原料を使用していたことから、日インド協定第29条 1 (一般ルール) の規定を満たさない。また、当該合成原料の産品に占める価額割合が10%を超えており、僅少の非原産材料の規定も適用できない。したがって日インド協定上のインド原産品と認められない。		



### 僅少の非原産材料を適用するための要件

一般ルールの規定を満たさない非原産材料の価額割合が特定の割合を超えないことが必要